**価値創造型人材育成プログラム業務委託仕様書**

１.業務の名称

価値創造型人材育成プログラム業務

２.業務の目的

　　人口減少、少子高齢化、交流人口の減少等の課題が山積する中で、地域活力の低下や観光の衰退が懸念されるため、地域における中核人材の育成が必要とされている。

デジタル化が進む中で、村内の多様な人材が能力を最大限発揮し、課題を自ら解決する力を養う人材育成プログラムを実施することで、交流人口の拡大や村の魅力の向上につなげることを目的として、村の観光拠点を中心に人材育成に関する事業を実施する。

３.委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

４.業務の概要

　　業務受託者は（以下「受託者」という。）は、業務委託者（以下「委託者」という。）の指示に

従い、本仕様書に基づき、次の業務の全てを履行する。

1. 中核人材育成の企画

実施計画書（全体スケジュール、プログラム内容、指導者、運営体制等）、その他本業務

に必要な各種資料を契約後、村と協議のうえ速やかに調整、作成し提出すること。

（２）観光施設等におけるOJT人材育成の実施

　　ア　実施内容

村の観光施設等で、実際に施設に駐在し、OJTで人材育成、業務改善指導を推進する。

　　イ　実施期間、実施時間及び実施回数

　　　実施期間は3ヵ月以上（契約締結日～令和８年３月の範囲内）とし、１日７時間３０分程

度で、月２０日程度実施すること。実施時間帯については、受託者と話し合いのうえで決

定する。

　　ウ　実施場所

　　　村の観光施設等におけるOJT人材育成の内容により場所を決定すること。ただし、より事

業効果が発揮できる場所に変更する場合は委託者に提案すること。

（３）観光施設等における中核人材育成講座の実施

　　ア　実施内容

　　　経営セミナー、採用計画、改善計画等の施設運営に必要な計画策定に関する講座を実施す

ること。また、検討された計画等の推進に必要な伴奏支援を実施すること。

　　イ　実施期間、実施回数

　　　実施期間は３か月（契約締結日～令和８年３月の範囲内）とし、月に１回程度で合計４回程度実施すること。

ウ　実施場所

　　　観光施設等とすること。ただし、より事業効果が発揮できる場所に変更する場合は委託者

に提案すること。

（４）行政職員向け人材育成講座の実施

　　ア　実施内容

　　　デジタルツール（SNSやウェブサイト）を活用した情報発信戦略、人材確保における戦略づ

くりに関するワークショップを実施すること。また、ワークショップ内で参加者から提案

された企画に対して、伴走支援を行うこと。

　　イ　実施期間、実施回数

　　　実施期間は３か月（契約締結日～令和８年３月の範囲内）とし、２週間に１回程度で合計

６回程度実施すること。

ウ　実施場所

　　　下北山村役場とすること。ただし、より事業効果が発揮できる場所に変更する場合は委託

者に提案すること。

（５）その他

　　・業務全体を統括する業務管理責任者を設置し、業務全体を統括すること。

　　・村と連絡調整を円滑に行うことができる体制を整備すること。

５.委託料等

本事業に対する委託料の上限は6,700,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

６.権利の帰属

　　本業務により制作された成果物に係る著作権（著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２１

条から第28条までに規定する権利をいう。）、所有権その他の権利は全て下北山村に帰属する。

７.法令の遵守及び守秘義務

（1）受託者は、本業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則を遵守すること。

（2）受託者は、本業務により知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。

８.その他

（１）本業務の実施にあたっては、地元関係者等と連携を図り、当村と連絡を密にし、業務内

容に疑義が生じた場合には、速やかに報告し指示を受けること。

（２）受注者は、本事業で知り得た個人情報を含む一切の情報を第三者に漏らしてはならない。

（３）受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただ

し、当村の承諾を得た場合、業務の一を委託することができる。

（４）受注者は、本仕様書に基づいて業務を実施し、本仕様書に示されていない事項について

は、当村とその都度協議のうえ決定すること。

９.問い合わせ先

　〒639-3803

　奈良県吉野郡下北山村大字寺垣内1002

　下北山村役場　地域振興課

　電話　07468-6-0074

　Mali　kikaku@vill.shimokitayama.lg.jp